

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先	都市ブランド創造局 文化企画課	093-582-2391
-----------	-----------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
子ども文化ふれあいフェスタ業務	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	2,642,140	令和6年5月29日	受託者は黒崎ひびしんホール及び北九州ソレイユホールを管理・運営している唯一の事業者であり、本業務を下記業者へ委託することで、施設管理者が直接出演団体との調整を行うことができ、効率的かつ円滑な業務の実施が可能となるほか、人件費や調整にかかる経費等の委託費用の削減に繋がる。	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
令和6年度ふれあいコンサート開催業務	ふれあいコンサート実行委員会	1,100,000	令和6年6月6日	受託者は市内のプロの音楽家で構成された団体であり、本事業の実施に向けて市が関与し、設立された団体であるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
令和6年度放課後児童クラブ訪問コンサート実施業務	ふれあいコンサート実行委員会	2,100,000	令和6年6月21日	受託者は市内のプロの音楽家で構成された団体であり、本事業の実施に向けて市が関与し、設立された団体であるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先		都市ブランド創造局 文化企画課		093－582－2391			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
令和6年度ART for SDGs作品補修及びワークショップ企画運営業務委託	エヌ・アンド・エー株式会社	3,630,000	令和6年9月27日	本業務は東アジア文化都市北九州2020▶21「北九州未来創造芸術祭ART for SDGs」（以下「芸術祭」という。）で制作されたアート作品「北九州のドードー/北九州のフクロオオカミ」の補修、及び補修と組み合わせ、子どもを対象としたアートとSDGsを融合したワークショップを開催するものである。 当該アート作品は藍島で拾い集めた漂着物等を使って制作され、3年ごとの補修を前提にアーティストから本市に寄贈されたものである。作品の補修は制作者本人が行う必要があるとともに、補修作業にかかるマネジメント及びワークショップ実施に当たっては、当時の芸術祭の意義や成果、アーティストの芸術性を熟知している必要がある。 当該業者は、芸術祭の担当ディレクターが代表を務めており、芸術祭の企画や制作準備等、開催にいたる業務を担ってきた唯一の事業者である。	自治法 施行令 第2号	3,630,000	
埋蔵文化財発掘調査等業務 (発掘調査管理業務)	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団 理事長 久保山 雅彦	21,709,000	令和6年4月1日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」は実施主体について「原則として自治体またはその設立に係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市での発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみであるため、特命随意契約としたもの。 本業務は、それを履行するにあたり付随的に発生する業務であるため、これも特命随意契約とするもの。	自治法 施行令 第2号	21,709,000	
令和6年度折尾土地区画整理事業（30街区）に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団 理事長 久保山 雅彦	32,326,000	令和6年4月1日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」は、実施主体について「原則として自治体またはその設立に係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市での発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみであるため発掘調査業務を特命随意契約で締結している。	自治法 施行令 第2号	32,326,000	

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先		都市ブランド創造局 文化企画課	093-582-2391				
件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
令和6年度 中貴貴弥生が 丘1号線道路改築事業に伴 う埋蔵文化財発掘調査業務	公益財団法人北九州市芸術 文化振興財団 理事長 久 保山 雅彦	14,475,000	令和6年4月1日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」 は、実施主体について「原則として自治体またはその設立に 係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市で の発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正 確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登 録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみである ため発掘調査業務を特命随意契約で締結している。	自治法 施行令 第2号	14,475,000	
令和6年度 7号線（富士 見工区）街路事業）に伴う 埋蔵文化財発掘調査業務	公益財団法人北九州市芸術 文化振興財団 理事長 久 保山 雅彦	26,465,000	令和6年5月24日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」 は、実施主体について「原則として自治体またはその設立に 係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市で の発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正 確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登 録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみである ため発掘調査業務を特命随意契約で締結している。	自治法 施行令 第2号	26,465,000	
令和6年度 門司港地域複 合公共施設整備事業に伴う 埋蔵文化財発掘調査業務	公益財団法人北九州市芸術 文化振興財団 理事長 久 保山 雅彦	23,730,000	令和6年7月1日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」 は、実施主体について「原則として自治体またはその設立に 係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市で の発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正 確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登 録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみである ため発掘調査業務を特命随意契約で締結している。	自治法 施行令 第2号	23,730,000	

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先		都市ブランド創造局 文化企画課		093-582-2391			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度 折尾土地区画整理事業（堀川橋、17街区）に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団 理事長 久保山 雅彦	43,810,000	令和6年9月2日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」は、実施主体について「原則として自治体またはその設立に係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市での発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみであるため発掘調査業務を特命随意契約で締結している。	自治法 施行令 第2号	43,810,000	
北九州芸術劇場大ホール音響設備不良原因調査委託	ヤマハサウンドシステム株式会社 福岡営業所	4,620,000	令和6年9月10日	北九州芸術劇場大ホールで、音響設備更新工事後、スピーカーに不良がみられたため、更新機器及び既設の設備もあわせた音響システム全体について原因調査を実施する必要が生じた。 業者の選定にあたり、原因が分からない状況のため、施設の音響システム全体を通しての調査が必要であること、また、短期間で効率的な作業を実施し復旧案の提示をしなければならないことから、音響システム全般を熟知し、総合的な検討による原因究明作業を実施することができるのは、現在北九州芸術劇場の音響機器について保守契約を請け負っており、既設及び更新した音響システム全体の構成を把握しているヤマハサウンドシステム㈱を除いて他にいないため、上記に基づき特命随意契約としたもの。	自治法 施行令 第6号	4,620,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先		都市ブランド創造局 観光課		093－551-8150			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
令和6年度中国・韓国・英語圏向けSNS情報発信業務	公益財団法人北九州観光コンベンション協会	1,650,000	令和6年5月23日	本事業は、公益財団法人北九州観光コンベンション協会が保有・運用する外国語での情報発信用のSNSアカウントを用いて多言語での観光情報発信を行い、訪日外国人観光客等の誘客につなげるものである。 当該アカウントは既に一定数のフォロワーを獲得しており、SNSを活用した海外向けの観光情報発信ツールとして適していることに加え、公益財団法人北九州観光コンベンション協会は、北九州市情報発信強化委員会の事務局として本市の観光情報ホームページ「ぐるリッチ！北Q州」の運用を行っており、ホームページと一体的な情報発信が可能となることから、公益財団法人北九州観光コンベンション協会に特命で委託するもの。	自治法 施行令 第2号	1,730,300	
令和6年度外国人観光客誘致促進プロモーション業務	株式会社エイチ・アイ・エス小倉本店	4,980,800	令和6年8月28日	本業務の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があると判断し、公募型プロポーザル方式により業者選定を行った。その結果、最も優れていた株式会社エイチ・アイ・エス小倉本店と特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第2号	5,000,000	
令和6年度皿倉山地区観光来訪者対応業務委託	皿倉登山鉄道株式会社	18,834,200	令和6年4月1日	参加者の有無を確認する公募を令和3年3月に実施した結果、参加意思を表明する者がいなかったため、「北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱」第10条第1項第1号の規定に基づき、当該業者と委託契約を締結するもの。	自治法 施行令 第2号	18,834,200	

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先		都市ブランド創造局 観光課		093－551-8150			
件 名	契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	契 約 金 額 (円)	契 約 締 結 日	随 意 契 約 と し た 具 体 的 な 理 由	根拠 法令 ※	予 定 価 格 (円)	備 考
令和6年度皿倉山ビジター センター事業業務委託	特定非営利活動法人帆柱自 然公園愛護会	7,480,000	令和6年4月1日	本事業では、皿倉山周辺地域の自然や地形、天候、四季、 散策路や登山道、歴史、動植物、生態系、周辺施設などにつ いての豊富な知識や経験、能力などが必要不可欠である。ま た、展示物や資料、情報などの確保や提供が必要となってく る。 帆柱自然公園愛護会は、皿倉山を中心とする帆柱自然公園 の自然環境や動植物の保全・保護などの活動を行うために設 立された団体で、現在、この地域で活動する唯一の団体であ り、会員による毎月の清掃登山や植物や野鳥の観察会、小学 生を対象とした自然観察・体験教室などを行うなど、年間を 通して同地域で活動している。また、皿倉山では、山頂周辺 の無料ガイドを受け付けて実施するなど、来訪者からの認 知、信頼を受けている。 このようなことから、平成18年度に皿倉山ビジターセン ター事業を開始するにあたり、帆柱自然公園愛護会と協議の 上、同愛護会がこの事業を受託することを前提に、事業実施 に向けた社会的信頼性の確保及び活動基盤の整備を図るた め、特定非営利活動法人として法人化を行ったものである。 以上のことから、特定非営利活動法人帆柱自然公園愛護会 に委託するもの。	自治法 施行令 第2号	7,480,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先	都市ブランド創造局 MICE・エンターテインメント課	093－551－8152
-----------	----------------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
タイ映画・テレビドラマ作品誘致支援・補助業務	EMU CO., LTD	2,500,000	令和6年7月2日	タイの映像作品を誘致するためには、本市のロケーション・魅力を熟知したうえで、同国での情報収集及び同国エンターテインメント業界のキーマンとの交渉が必要である。 「EMU CO., LTD」は、本市・同国間の事業経験が豊富であり、本市のロケーションや風土、近年の状況等を熟知している。更に、同国のエンターテインメント業界と太い人脈を有しているため、本市がキーマンと直接交渉を行うことが可能となる。 上記の理由から、本業務を現地において効果的・効率的に行えるのは同社以外にない。	自治法 施行令 第2号	2,500,000	
北九州市でのeスポーツ振興に関する調査研究業務	株式会社文化工房 福岡支店	1,980,000	令和6年7月19日	当該業務は、①eスポーツの業界動向、今後の可能性に関する調査、②eスポーツを活用した施策の先進事例調査、③北九州市でのeスポーツの現状把握調査、④有識者へのヒアリング、⑤調査研究報告書の作成等、本事業実施の要する一切の業務を委託するため、企画提案方式により事業者を選定した。 提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション、提案書類等により審査を行った結果、株式会社文化工房 福岡支店が最優秀提案者となったため、当該事業者に業務委託を行った。	自治法 施行令 第2号	1,980,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先		都市ブランド創造局 門司港レトロ課		093-322-1188			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度重要文化財（建造物）旧門司三井倶楽部本館ほか2棟保存活用計画策定業務	株式会社都市環境研究所	9,900,000	令和6年9月2日	旧門司三井倶楽部ほか2棟については、文化庁より保存活用計画を策定するよう指導を受けている。当該建築物には、自動火災報知器や非常灯、消火器など、人を火災から避難させるための設備はあるものの、重要文化財である建築物を守る、或いは被害を最小化するために十分な警報設備や消火設備が整備されていない。 上記を踏まえ令和5年度は、保存活用計画の一部を構成する防災計画策定を行った。令和6年度は旧門司三井倶楽部の防災対策を含めた適切な管理を行うために、保存活用計画の全体を策定するもの。 保存活用計画は、文化財保護を図る上での重要な柱となる計画であり、本計画の策定においては、上記の防災計画を今回策定する保存活用計画中に組み込み、専門的かつ一貫性のある計画として作成する必要がある。また、前回策定時に建物の詳細な調査や現地でのヒアリングが行われていることから、前回策定を行った業者に当該業務を一体的に履行させることにより、調査時間が大幅に短縮され、業務全体の委託期間の短縮、経費の節減が確保できるため。	自治法 施行令 第6号	9,900,000	
和布刈地区歴史謎解き企画運営業務	株式会社朝日広告社	4,999,940	令和6年9月10日	和布刈地区は、門司城の戦いや古城砲台跡等、時代の節目で舞台となった豊富な歴史遺産があるにも関わらず、認知度が低い状況である。本業務では、謎解きを通して、和布刈地区を中心とした歴史にスポットを当てることで、和布刈地区の歴史的遺産の認知度向上を図ることを目的とした事業である。 本業務の実施においては、謎解き業務の企画運営、広報、ホームページ作成、アンケート等、内容が多岐に渡るため、総合的に高いレベルのスキルが必要であることから、企画提案公募を採用することとした。 最終的に公募に応じた1社について企画提案審査会で審査した結果、総合的に本市が示している業務仕様書に沿った提案となっていると判断された。よって、株式会社朝日広告社を契約相手方として業務委託契約を締結するもの。	自治法 施行令 第2号	5,000,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先	都市ブランド創造局 スポーツ振興課	093－582－2395
-----------	-------------------	--------------

件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
トップスポーツ等開催告知 事業業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	2,453,000	令和6年5月1日	本事業は、本市のシンボルチームである「ギラヴァンツ北九州」のＪリーグ公式戦（ホームゲーム）において、市内で開催されるトップスポーツ等の開催告知を行うことにより、本市のスポーツ振興計画に掲げる「みる」スポーツを振興し、本市に暮らす人々の一体感や活力の醸成を図るとともに、まちのにぎわいを創出することを目的としている。 ホームゲーム開催時の大型ビジョン及びデジタルサイネージの使用権利を有するのはギラヴァンツ北九州を運営する「株式会社ギラヴァンツ北九州」のみであり、当該媒体を活用する本件業務を履行できるのは同社しかいないため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
令和6年度スポーツ観戦を通じた地域コミュニティ活性化事業業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	2,823,500	令和6年5月1日	事業の実施には、「ギラヴァンツ北九州」の入場券を定価よりも安価に購入することが必要であり、株式会社ギラヴァンツ北九州と契約締結することが有利であるため。	自治法 施行令 第7号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
ギラヴァンツ北九州ホームゲーム大学生招待事業業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	1,145,000	令和6年5月2日	本事業の根幹部分は、「ギラヴァンツ北九州」のホームゲームにおけるチケット購入であり、契約の相手方となる株式会社ギラヴァンツ北九州は、当該チケットの発行元であるため、定価よりも安価にチケットを購入することができるため、同社と委託契約を締結することが有利であると認められるため。	自治法 施行令 第7号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
ギラヴァンツ北九州スタジアムツアー業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	4,881,750	令和6年6月7日	本事業の根幹部分は、「ギラヴァンツ北九州」のホームゲームにおけるミクニワールドスタジアム北九州内の案内と、選手とのふれあいであり、契約の相手方となる株式会社ギラヴァンツ北九州は、プロサッカーＪリーグに所属するトップチーム「ギラヴァンツ北九州」を運営しており、「ギラヴァンツ北九州」はミクニワールドスタジアム北九州をホームとしているチームであり、この業務を円滑に遂行できる団体として、同社以外にないため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先	都市ブランド創造局 スポーツ振興課	093-582-2395
-----------	-------------------	--------------

件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
ドリームスポーツ体験教室 実施業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	5,810,200	令和6年6月24日	株式会社ギラヴァンツ北九州は、プロサッカーJリーグに所属する「ギラヴァンツ北九州」を運営しており、子どもたちが憧れるプロサッカー選手をはじめ、フィジカル・メディカルにおける専門的知識を持つコーチ・スタッフなど特殊な技術者を有している。また、同社は、本市をホームタウン、準ホームタウンとする多種目のプロスポーツチーム等と連携しており、連絡調整等が適切に行えることから、当該業務を円滑に実施することができる者は、同社以外にないため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
キッズスポーツふれあい事業 業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	4,820,750	令和6年7月1日	株式会社ギラヴァンツ北九州は、プロサッカーJリーグに所属するトップチーム「ギラヴァンツ北九州」を運営しており、（公財）日本サッカー協会公認のS級ライセンスをはじめ、キッズリーダー及びキッズリーダーインストラクターの資格を持つ指導者を多く抱え、フィジカル・メディカルにおける専門的知識を持つ指導者も有していることから、この業務を円滑に遂行できるものは、同社以外にないため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
トップアスリート育成促進 事業業務委託	株式会社ブレイザーズスポーツクラブ	1,032,108	令和6年7月16日	本事業は、バレーボールV・リーグのトップレベルに所属するプロチームのコーチ及び現役選手等を講師として、専門性の高いカリキュラムを実施するものであり、本市をホームタウンとし、バレーボールのプロクラブチームである「堺ブレイザーズ」を運営する「株式会社ブレイザーズスポーツクラブ」以外に、本業務を円滑に遂行できる者がいないため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
ギラヴァンツ北九州ホーム ゲーム親子招待事業業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	2,925,000	令和6年8月5日	事業の実施には、「ギラヴァンツ北九州」の入場券を定価よりも安価に購入することが必要であり、株式会社ギラヴァンツ北九州と契約締結することが有利であるため。	自治法 施行令 第7号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
プロ野球公式戦（ファイト九州デー）市民（親子）招待事業業務委託	北九州野球株式会社	1,518,400	令和6年5月17日	当該委託業務の核となる入場チケットについては、北九州市民球場で開催されるプロ野球公式戦の興行権を有する北九州野球株式会社より安価にチケットを販売出来る者はおらず、北九州野球株式会社と当該業務を委託契約締結することが最も有利であるため。	自治法 施行令 第7号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先	都市ブランド創造局 スポーツ振興課	093－582－2395
-----------	-------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度「北九キッズスポーツマンスプロジェクト」事業実施業務	公益財団法人 北九州市スポーツ協会	2,507,203	令和6年8月9日	本事業を実施するにあたっては、各種競技団体との連絡調整のほか、スポーツに関する専門的な知識と人材が必要となる。 本協会は、市内の競技団体を傘下に置き、各種スポーツ競技において、優秀な指導者等を有している。また、本協会は、公益財団法人日本スポーツ協会の傘下にあることから、全国の競技団体ともネットワークを構築している。そのため、市内のみならず全国からトップアスリート等を派遣することも可能である。 以上のことから、これらの事業を各種競技団体と連絡調整を行いながら、円滑に遂行できる団体は、本市において本協会以外にはないことから、特命随契とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
令和6年度公共施設予約システム導入調査業務	ウイングアーク1st株式会社	2,999,700	令和6年4月11日	文化記念公園の管理棟及び庭球場の管理運営を長期継続契約により総合緑地建設株式会社に委託しており、公園内の文化記念プールの受付窓口は管理棟内にあり、同一の建物内に異なる業者が混在することで金銭管理や業務が煩雑になることから管理上支障をきたすため。	自治法 施行令 第2号	2,999,700	
北九州市立文化記念プール管理運営業務委託	総合緑地建設株式会社	11,938,080	令和6年6月27日	文化記念公園の管理棟及び庭球場の管理運営を長期継続契約により総合緑地建設株式会社に委託しており、公園内の文化記念プールの受付窓口は管理棟内にあるため、同一の建物内に異なる業者が混在することで金銭管理や業務が煩雑になる。管理棟と夏季プールの窓口業務を同一業者が行うことで、経理業務等の効率化並びに経費の節減を図ることができるため。	自治法 施行令 第2号	12,000,000	
桃園武道場管理運営業務委託	株式会社スピナ	9,716,000	令和6年4月5日	本業務は、八幡東区の桃園公園内に新規施設として整備を行った桃園武道場を供用開始し、管理運営を行うものである。 当該施設の管理運営は、桃園公園エリア内の隣接あるいは近接する複数の施設と一体的に行う必要があり、他施設と相互連携を図った管理運営体制を構築し、各利用者団体との緊密な連携・利用調整を十分に行う必要がある。そのため、桃園公園エリアのスポーツ施設の指定管理者である株式会社スピナの他に履行できるものがないと判断し、応募要件を明示したうえで委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに諮ったところ、応募はなく、本業務について履行可能なものが1社しかいないことが確認されたため、上記業者に本業務を特命するものである。	自治法 施行令 第2号	9,716,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先		都市ブランド創造局 美術館普及課		093-882-7777			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
「guest room 009 瀧本光國-水-」展示業務	瀧本光國	1,500,000	令和6年5月12日	本件委託業務は、芸術家本人が製作・展示することが目的であり、作品の製作・運搬に加え、資材の注文や設置・撤去、パンフレットの製作等も芸術家本人が全て行うものである。 よって、本件業務は瀧本光國氏のみが唯一履行可能な者であり、特命する理由である。	自治法 施行令 第2号	1,500,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先	都市ブランド創造局 自然史・歴史博物館普及課	093-681-1011
-----------	------------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
哺乳類交連骨格製作業務	九州ハクセイ標本社	2,504,700	令和6年5月30日	哺乳類標本の展示への活用にあたっては、その作製された骨格標本が生存時と同様の姿態や特徴を示していることが必要である。そのような条件を満たすには、獣類の形態や行動を熟知した業者によって作製されることが不可欠である。また、骨格標本の作製にあたっては資料の種類によって最適な技術を有する業者を選定する必要がある。 九州ハクセイ標本社は上記の条件を満たす交連骨格製作技術を持つ業者であり、他者では履行ができないため、特命するものである。	自治法 施行令 第2号	2,504,700	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先		都市ブランド創造局 科学館普及課	093-671-4566				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度北九州市科学館常設展示設備等保守点検業務（2階等）	株式会社トータルメディア開発研究所	21,221,200	令和6年4月1日	本業務委託の展示メンテナンス箇所は、㈱トータルメディア開発研究所が制作した、展示や内装等の範囲である。点検にあたっては、展示制作協力企業との調整、既存展示やシステムとの調整が必要となるもので、同社以外が実施すると故障原因の特定が困難になり、責任区分があいまいとなることで、異常が発生した場合の迅速な対応・復旧が困難となる。 上記理由により、同社でなければ本業務を行うことができないため、特命するもの。	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
令和6年度北九州市科学館展示メンテナンス業務（1・3階）	株式会社丹青社	4,950,000	令和6年4月1日	本業務委託の展示メンテナンス箇所は、㈱丹青社が制作した、展示や内装等の範囲である。点検にあたっては、展示制作協力企業との調整、既存展示やシステムとの調整が必要となるもので、同社以外が実施すると故障原因の特定が困難になり、責任区分があいまいとなることで、異常が発生した場合の迅速な対応・復旧が困難となる。 上記理由により、同社でなければ本業務を行うことができないため、特命するもの。	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
北九州市科学館プラネタリウム及び望遠鏡保守点検業務	株式会社五藤光学研究所	12,631,410	令和6年4月1日	科学館のプラネタリウム及び50cm反射式望遠鏡は、特殊な光学機器や設備、情報処理システムを使用している。 本業務委託のメンテナンスは、上記の保全を行うものである。点検にあたっては、光学機器とシステムとの調整、特に精密な動きを行うための特殊な調整が必要となるもので、同社以外が実施すると故障原因の特定が困難になり、責任区分があいまいとなることで、異常が発生した場合の迅速な対応・復旧が困難となる。 上記理由により、同社でなければ本業務を行うことができないため、特命するもの。	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先		都市ブランド創造局 科学館普及課		093-671-4566			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州市科学館プラネタリウム番組配給業務	株式会社さらい	15,400,000	令和6年4月1日	科学館のプラネタリウムで投映する番組について、より質が高く（天文や科学への関心を深める内容のもの）、集客力や話題性のある番組を選定できるように、プロポーザル方式を採用するもの。	自治法 施行令 第2号	15,400,000	
北九州市科学館発券システム新札対応業務	株式会社トータルメディア開発研究所	1,870,000	令和6年9月4日	本業務委託の発券機は、(株)トータルメディア開発研究所が設置した。その保守・点検・更新にあたっては、同社以外が実施すると故障原因の特定が困難になり、責任区分があいまいとなることで、異常が発生した場合の迅速な対応・復旧が困難となる。上記理由により、同社でなければ本業務を行うことができないため、特命するもの。	自治法 施行令 第6号	1,870,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先	都市ブランド創造局 松本清張記念館事務局	093-582-2761
-----------	----------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
松本清張記念館昇降機設備保守業務委託	三菱ビルソリューションズ株式会社 北九州支店	月額 167,200円	令和6年4月1日	当該業者は、当館の昇降機を設置した業者の設備を扱う唯一のメンテナンス会社である。そのため、機器等に精通した専門技術者を擁しており、故障時に迅速に対処できる。また、昇降機設置時により、定期的な点検に加え、昇降機を最良の状態に保つために必要なメンテナンスを含むフルメンテナンス契約を締結している。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	月額契約 予定総額 2,006,400円
令和6年度松本清張研究事業実施業務	松本清張研究会	3,091,999	令和6年4月23日	当館における基本コンセプトの一つである「松本清張研究センター事業」の重要な柱として松本清張研究事業（松本清張研究奨励事業及び研究誌発行業務）が位置付けられる。 松本清張研究奨励事業は、松本清張の「人間と作品」やその他関連の研究を全国に広く奨励するものであり、研究誌『松本清張研究』の企画・発行事業は松本清張研究の発表の場を提供すると共に第一線の研究者の執筆により研究をリードするものである。 これらの実施にあたっては、共に高度な文学的素養や研究実績、企画編集等の専門的経験が不可欠であり、松本清張や北九州の文芸風土に熟知していることも求められる。加えて、当該事業は平成10年度の開館以来継続して実施しており、過去の業務との整合性を確保することも必要である。 松本清張研究会は、当該事業の趣旨を理解し研究・運営について十分な能力と資質を備えた会員で構成される組織であり、当該事業の履行が可能である相手方は同研究会に限られ、また当初より当該事業の委託を受け適正に業務を執行し実績を積んでいる。 以上より、同研究会と特命随意契約締結するものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	
松本清張記念館令和6年度特別企画展制作運営業務	株式会社朝日広告社	3,218,600	令和6年5月15日	当館の令和6年度の特別企画展を実施するにあたり、当館の提示する企画書に沿ってポスター・チラシ・企画展図録及び企画展の展示内容について、コンセプトの統一及び経費削減のため専門的かつ高度な企画力を必要とする。 上記の理由により、当該業務の委託先の選定にあたっては、本市が仕様を決定するよりも優れた成果が期待できる「企画・デザインプロポーザル方式」を採用した。その結果、最も優れていた株式会社朝日広告社と特命随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	3,230,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先		都市ブランド創造局 文学館事務局	093-571-1505				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
第16回子どもノンフィクション文学賞広告掲載等業務	株式会社朝日学生新聞社	1,980,000	令和6年5月1日	より多くの作品を募るため、小中学生を対象とした全国紙に作品募集の広告を掲載するとともに、全国の小中学校に当文学賞を周知するための広告を作成し送付する業務について、国内の小中学生を対象とした全国紙（朝日学生新聞、毎日小学生新聞、読売KODOMO新聞）の3紙すべてに確認したところ、当該業務への対応が可能であるのは朝日学生新聞社のみであったため、本業務について、受託が唯一可能な市外業者である朝日学生新聞社と特命による随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	1,980,000	
第10回林芙美子文学賞受賞作品掲載等業務	株式会社朝日新聞出版	4,562,800	令和6年5月28日	より力を持った書き手を発掘するため、「文学の新たな才能を発掘する」「文壇へのデビューの道筋をつける」という事業目的を達成するため、その趣旨に添う受賞作品掲載誌を検討した結果、「小説トリッパー」（朝日新聞出版）とした。他の主要文芸誌はいずれも独自に公募文学賞を主催しており、競合する文学賞受賞作の掲載は行っていない。また、掲載にとどまらず、事前告知や選考に係る業務の補助など、本事業の目的を推進するため体制をとれる文芸誌が同誌の他にない。以上のことから、発行元である株式会社朝日新聞出版と特命による随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	4,562,800	
第34回特別企画展「竹久夢二展」展示等業務	株式会社港屋	3,000,000	令和6年6月13日	第34回特別企画展「竹久夢二展」を開催するにあたり、株式会社港屋が企画展及び展示に係る権利を所有しているため、本企画展は株式会社港屋以外が実施することは不可能である。 当該企画及び展示物がなければ事業を実施できないため、本業務について受託が唯一可能な株式会社港屋と特命による随意契約を締結した	自治法 施行令 第2号	3,000,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

契約担当課・連絡先	都市ブランド創造局 漫画ミュージアム事務局	093-512-5077
-----------	-----------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
「漫画ミュージアム」アドボード作成・掲出業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	3,080,000	令和6年5月27日	Ｊリーグに所属する「ギラヴァンツ北九州」のホームスタジアムであるミクニワールドスタジアム北九州にアドボード（広告板）を掲示することは、一度に数千人規模の来場者に対する継続的かつ直接的なＰＲが可能となるだけでなく、映像中継を通じて全国の視聴者に対してＰＲすることができる。 上記のことから、「漫画ミュージアム」のアドボード（広告板）を掲示し、広くＰＲため、当該場所を使用する権利を有する㈱ギラヴァンツ北九州以外では当該業務を履行できないため、特命により業務を委託する。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
令和6年度漫画ミュージアム保守点検業務委託	株式会社丹青社	2,112,000	令和6年4月1日	本業務は、既存のシステム機器と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど業務の履行を達成できなくなるため、製作業務委託を実施した同社に委託するもの。	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
令和6年度北九州市漫画ミュージアム設備・清掃管理業務	小倉興産株式会社	6,930,000	令和6年4月1日	漫画ミュージアムはあるあるＣｉｔｙ内にあり、建物全体を一体的に維持管理しなければ業務上支障が生じるため、建物全体を維持管理している同社に委託するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号